HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	活動報告
Citation	新世代法政策学研究, 1, 375-391
Issue Date	2009-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/43664
Type	other
File Information	1_375-391.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

活動報告

(1) GCOE研究会

日　時	報告内容
平成20年 7月18日(土)	**科学研究費基盤A「市場環境・生活環境の秩序形成における公私の協働--《公共圏》の実定法学的構造」(研究代表者：吉田克己) 共催** **ムスタファ・メキ（Mustapha MEKKI）（パリ第13大学教授）** **「契約の諸機能と一般利益――契約化現象に関する若干の考察」** **コメント：大村　敦志（東京大学教授）** **「契約化の起源・条件・射程」** 本報告の翻訳、大村コメントおよび議論の状況は、本誌本号に収録されているので、それを参照されたい。
平成20年 9月22日(月)	**グローバルCOE・情報法政策学研究センター創設シンポジウム** **共催：** **北海道大学大学院法学研究科附属高等法制教育研究センター** **法動態部門知的財産法領域** **北海道大学情報法政策学研究センター** **（報告者・報告テーマ等）** **川濵　昇（京都大学大学院法学研究科教授）** **「市場をめぐる法と政策―競争法の視点から」** **田村　善之（北海道大学大学院法学研究科教授）** **「多元分散型統御を目指す新世代法政策学の試み」** **山本　隆司（東京大学大学院法学政治学研究科教授）** **「行政の主体―法人、組織、ネットワーク」** 本報告の内容は、本誌本号に収録されているので、それを参照されたい。なお、山本報告については追って本誌に収録を予定しているので、そちらを参照されたい。
平成20年 10月4日(土)	**嶋津　格（千葉大学教授）** **「国家と市場をめぐる「複数」性と「多様」性の間」** 1.「複数」とは任意の1以上の数をイメージするが、国家論として論じるには、2，3という具体的数値である。他方、「多様」は任意の1以上の数、バリエーションを想定する。「世界」は、普遍的なるものということもできようが、個人が前提する「世界」は、個人的価値観を経て、共通認識（理解できる価値）による複数性の範囲内でしかない。2.「多文化主義」についても同様のことがいえる。「自由」とは選択肢があることだが、しかし我々は「マトリックス」自体を選択することはできず、せいぜい「マトリックス」内で選らぶ

	ことができるにすぎない。そういう意味では、多文化も「複数性」を帯びる。キムリッカーなども、色つき（何らかの属性を持った）「国民国家」を前提とし、複数の「国民国家（nation）」が併存するモデル（societal calture）で論じている。マイノリティーの権利等の問題があるが、これもまた、人種、民族等の属性をもった「複数性」のうちである。３．“Diversity”=多様性であるが、diversity自体が、共通認識、知識等の属性をもつ。共通共有できるプール（言葉、知識等）が少なくなるほど、連想ができなくなり、コミュニケーションが成立しなくなる。「すべて」の多様性は、論理的には∞だが、現実的には、経験的にありえない可能性は排除される。多様性もまた、経験的多様性として、具体的、歴史的、経験的に属性をもつ。５．日本の場合では、たとえば愛国心。①国粋主義、②戦前日本を全否定、③戦死者に対する生存者の「疾しさ」という形での議論があるが、この種の議論が成立するのは日本の環境だけであろう。国家というものは、普遍的なイメージがあるが、やはりある特定の文化的グループ（複数性）といえる。６．市場をめぐっては、市場というものは、あらゆるところで実際には人々は助けあっている。競争はしているが、協働している。たとえば、日本の競争力が落ち、他国に資本が投下されるようになると、たしかに日本は少しばかり損をしているかもしれない。しかし、世界的に見れば、それによって利益を受けている人も多数存在する。この種の問題にいかに対処すべきか考えるとき、公法的な秩序によるより私法的な秩序を通した多様性の包摂を、可能な限り追及すべきではないだろうか。（文責：永下泰之）

平成20年 11月22日（土）	**棚瀬　孝雄（中央大学法科大学院教授）** **「家族法の権利的構成　―自律的法主体の構築―」** １．現代の家族を取り巻く状況の変化にともない、家族を個人の「家族を形成する権利」の結節点として捉える必要がある。しかし、伝統的家族観と現代の福祉イデオロギーによる「家族非法観」のゆえに大きな混乱が生じている。２．離婚の増加にともない離婚後複合家族が増えてきている。同時に、監護親による面会交流の拒絶という問題も増加。しかし、親同士の葛藤が子の親への憎悪を呼び、ひいては子の自尊心の低下という現象も引き起こしている。面接交流紛争は増加の一方だが、合意しても守られないケースを含め、すっきり解決できないのが大半である。３．裁判所は、調停においてしばしば「子の福祉」という言葉によりこの利益を強く出す。また、監護家庭の尊重、高葛藤の回避、子の意思の視点から、裁判所は現在の子の安定を重視する。しかし、近視眼的にすぎないか。長期的に見れば、面会交流することが「子の福祉」となるはず。４．親子の交流を維持できない背景にある伝統的家族観と司法福祉イデオロギーである。伝統的家族観が維持されているゆえに監護親による面会妨害が行われ、伝統的家族観に立脚する司法の側も面会妨害を排除できない。調停前置主義を採り、調停の解決思考も手伝い、現状維持＝面接交流否定の判断が下されやすい。また、審判にしても、非訟手続ゆえ職権探知により、子の福祉の裁量を保障する。しかし、職権主義には、判断の不透明性、調査官の裁量性等の問題があり、超越性、中立性、客観性が担保されない。当事者による主張・立証を要求するようにすべきである。５．そこで、面会交流を原則とし、それがこの利益であると仮定し、「親」の本来的権利として面会交流権を権利化すべきである。家族法は、「家族」という団体を対象とすると考えられてきたが、現在では、個人「家族」を形成する権利の保障・規律ものと考えるべきである。他方、法のルールを明確化し、監護親の権利も尊重しなければならない。家族法を権利的に構成することにより、監護に関し親として対等に関わることができ、そうすることにより「監護＝権利以上のもの」を協議して生み出すことができるものとなる。（文責：永下泰之）

平成20年 12月13日(土)	**公法研究会共催** **角松　生史（神戸大学教授）** **「決定・参加・協働－市民／住民参加の位置づけをめぐって」** 1974年に「住民参加」の新たな定義を提唱した柳瀬論文を足がかりに、現代的意味での市民／住民参加の意義及び制度設計のあり方を検討する報告が行われた。既往の業績をつぶさに再検討したうえで、参加が行われる段階や、決定への影響度などの要素を用いて、パブリックコメント、政策提案、情報公表といった現代型参加制度を分析する。 報告に対しては、参加の意義や目指すべき参加制度、市民社会論との関係といった背景的問題から、専門知の必要性、権利性による決定への影響など制度設計に与えるべき視座に至るまで、多様な専門領域から活発な質疑が行われ、多元分散型社会における参加制度構築について実りのある議論が展開された。（文責：山本寛英）
平成21年 1月19日(月)	**常木　淳（大阪大学社会経済研究所教授）** **「厚生経済学的価値と日本国憲法における経済的自由権の考え方との整合性について」** 本報告の目的は、経済学が前提とする価値ないし社会目的が日本国憲法の条文とその標準的解釈に盛り込まれている基本概念ならびに基本理念に対して、優れて適合的かつ親和的あることを示すことである。そこで、素材にするのが日本国憲法13条である。幸福追求権規定における「公共の福祉」の解釈について、報告者は公共の福祉の指標となるのが社会的厚生の水準であるとする。そして、それは憲法学説上の通説である一元的内在制約説と完全に整合的であるとする。また、その一元的内在制約説の柱の一つである公共の福祉が諸権利間の実質的公平を規定する概念であるとする論点についても、報告者が提唱する社会的厚生説と一元的内在制約説とがパラレルな関係にあると指摘する。次に、二重の基準論を前提とした厚生経済学的立法政策論の位置づけについて、憲法学説における二重の基準論を素直に理解するならば、憲法論は、公共の福祉に関するそれ以上の一義的な定式化を断念し、経済的自由権との関連において、その具体化の大部分を立法府判断に委ね、その広範な裁量権を承認するものと解すべきであるとする。したがって、社会的厚生関数を基盤とする経済政策的立法政策提言は、当該社会的厚生関数の内容の具体化を含めて、立法府の裁量による正当化が憲法上認められると結論づける。また、リバタリアニズムのイデオロギーと、新古典派経済学との間に、何らかの必然的関係が存在するわけではないと指摘し、経済学に基づく立法政策提言は、二重の基準論を前提として問題なく可能であるとする。そして、公共の福祉に関する長谷部恭男の調整問題の解決と公共財の供給という二点を特徴付ける立場よりも、公共の福祉を社会的厚生として一般抽象的に規定し、その経済的側面に関する具体化については、立法府による裁量を広範に容認していると考える方が自然であるとする。（文責：南健悟）

平成 21年 1月24日(土)	**法理論研究会共催** **廣渡　清吾（東京大学社会科学研究所教授）** **「比較法社会論の課題と方法―グローバル化のなかの国家と社会」** 前半は、廣渡氏が「比較法社会論の課題と方法」という題目の下、報告を行った。本報告は、廣渡氏がまもなく出版する『比較法社会論研究』の第一部の内容が基礎となっており、比較法社会論の全体構想および方法論・理論的背景について言及がなされた。 まず、方法的論点として、以下の三点が提示された。すなわち、比較のあり方、比較における論理、法の規定要因としての制度と文化の関連性である。第一に、比較の方法に関して、マクロレベルの法秩序を比較する分類的方法とミクロレベルの法制度を比較する問題論的方法に整理された。重要な点は、分類それ自体は新たな知見をもたらさないため、非生産的であるという指摘にある。言い換えれば、前者は、後者のプロセスの一部として、学術的に蓄積されていくのである。第二に、比較における論理に関して、比較論が、ある対象間の「関係」性の論理を含む（関係論）一方で、その関係における「段階」的な差異の論理を含む（段階論）ことが指摘された。ここでのポイントは、分析対象ごとに、両者の意義と限界を自覚し、適切なバランスを取ることの必要性である。第三に、法の規定要因に関して、従来の法社会学においては、文化的要因を重視する立場と制度的要因を重視する立場の間で論争が生じていたことが紹介された。その上で、比較法社会論は、決定論的な見解を採用できないことが確認され、文化と制度の循環性に注目することが指摘された。つまり、法の規定要因として、制度的前提条件における、政治・経済・社会的要因の相互作用に注目する必要性がある。まとめると、比較法社会論の目的は、諸方法を利用して特定の法システムを理解することにあり、そのためには、①形式的な法制度だけでなく、分析対象にふさわしい法制度全体に注目することが必要であり、また②諸方法の意義と限界を把握し、それらに自覚的であることが必要となる。 続いて、これらの方法論的視座を前提として、比較法社会論が取り組むべき問題群について、言及がなされた。現代社会はさまざまな問題に直面しており、扱うべき論点は多数存在するが、その中で

	も廣渡氏は、以下の三点に注目する。すなわち、比較資本主義法論としての企業論、グローバリゼーションと国民国家、市民社会論のルネッサンスである。つまり、①経済のグローバル化の中で大きく変容する企業のあり方を比較することが法システムの理解の上で重要であること、また、②国民国家が変容する中で一国的な法システムがどのように変動しているかを捉えることが必要であること、そして、③国家や市場とは異なる領域としての市民社会が台頭する中で法システムのあり方を検討することが必要であること、の三点が指摘された。 後半は、前半の報告を踏まえ、フロアからの質疑を受けて、議論をさらに深めた。例えば、比較する際の規範的根拠、ドイツ型システムの持つ両義性、公私二分論の妥当性、日本における比較法学の特殊性などについて、質問がなされた。 今回の研究会は、「比較」の学問的意義およびその際の方法論の重要性について再考する機会を与えてくれただけでなく、現代社会における学問の社会的意義とは何かを考える上で重要な機会になったといえる。（文責：加藤雅俊）
平成21年 1月27日（火）	**佐野　亘（京都府立大学公共政策学部准教授）** **「問題解決型思考と紛争解決型思考」** 本報告は、報告者が博士論文作成以来の関心である、公共選択論に対する批判的検討である。本報告では、法・政治・政策の三者関係について再考を試みている。行政や政策は、「法＋政治」モデルの下での小さな調整と捉えられてきたが、当該モデルがほころびをみせ、法と政治との間に埋め切れない「すきま」が生じ、そこに行政の領域が自立化してきた。法や政治の限界性により「すきま」が存在する。その思想的背景には、法的・政治的「紛争解決型思考」がある。この思考は、個別的紛争の相互調整の思考であり、「手続」、「合意」、「交渉（等）」の重視により特徴づけられる。しかしながら、個々の「紛争」解決よりも、根本的な「問題」解決のほうが重要なこともありうる（紛争解決ではすまない）。また、そのため、当該思考の持つ手続主義、合意主義の限界が明らかとなる。ここでの問題は、全体への配慮であり、ある種のパターナリズムの許容（客観的利益への配慮）である。報告者は、「問題解決型思考」へのシフトを示す。社会が抱える「問題」の原因をできる限り客観的に「診断」し、「処方箋」を提示することが求められるのである（ラズウェルによる医学の比喩）。そして真の問題解決には、主観的側面及び客観的側面の両面への配慮が求められる。また、問題解決には客観的側面が伴うため、一定のパターナリズムも許容される。残された論点は多

	数存在するが、問題解決型思考は、公共政策学における方法論の探求の一手掛かりとなるとする報告である。（文責：永下泰之）

（2）環境法政策研究会

日　時	報告内容
平成20年 12月6日（土）	**久保　はるか（甲南大学准教授）** **「オゾン層保護条約の国内実施」** オゾン層保護条約を題材に、条約の国内実施に伴って生じる諸課題が明らかにされた。とくに、国内実施に対する国家の意思と能力の差異から先進国と発展途上国は一律に論じられないこと、業務分野や業界の性質の差異から規制対象物質によっても事情が異なることなど、包括的な議論が困難である実情が報告された。これに対し、条約の締結や改定に応じた国内法の対応について議論の関心が集中した。 **深見　正仁（北海道大学特任教授）** **「オゾン層保護条約とその成果」** 上記久保報告に関する議論に応ずるで、随時、条約の国内法化過程につき詳細な報告が行われた。さらにこれを受けた議論の中で、条約サイドにおける規制物質の追加変更に対し、国内法サイドでは法律レヴェル若しくは政令、告示レヴェルいずれを以てするのが正統性に適うかを中心として議論が進行し、民主的正統性と規制内容の公正性の相互補完性や、ガヴァナンス論を援用した統治作用主体の拡散など、多岐にわたった活発な議論が行われた。（文責：山本寛英）

（3）競争法研究会

日　時	報告内容
平成20年 11月7日（金）	**主催：韓国競争法学会、共催：韓国公正取引委員会・韓国金融庁** **稗貫　俊文（北海道大学教授）ほか** **Insurance industry and Antitrust ;** **Antitrust Enforcement on Insurance business and its Limit** 3部構成。1部は韓国の現状、3部は総括討議。第2部がinternational perspectiveということで、米国の弁護士が3人、ＯＥＣＤの専門家1人、日本から山下友信教授が（東大）が報告。コメンテーターとして、米国から2人、韓国の教授と実務家が3人、日本から稗貫がコメント。山下教授は1995年の保険業法の改正について報告、稗貫は改正後の独禁法違反の事例を紹介した。 韓国では金融規制当局（保護と規制）と競争当局（規制）の権限

	が抵触する問題状況があり、その調整の問題が議論となった。米国は金融危機のなかでMcCarran －Ferguson法の州に規制権を置くあり方が議論された。日本では95年の保険業法改正後の競争当局と金融当局の権限の抵触はないが、競争当局が現状の適用除外の線引きに改善の余地があると考えている可能性あるが指摘された。

（4）政策過程論研究会

日　時	報告内容
平成20年 11月６日(木)	**大野　達司（法政大学教授）** **「ヘラー主権論再訪」** 本報告は、現代の「市民社会」論が提起した法形成の問題を、ヘラーの主権論に依りつつ、考察するものである。かつての古典的二元論では、市民社会は国家へと吸収されていた。しかし、現代のグローバルな「市民社会」は、「法的革新の突破口としての法原則」を形成するという固有の場を持つことで、主権と緊張関係に立つ。ヘラーの主権論は、国民国家論であり、敗戦国ドイツの主権論である。しかし他方で、ヘラーの主権論は、世論を媒介とした「法原則」の形成や、そのヨーロッパ規模への拡大の可能性を含むなど、現代の「市民社会」論への示唆も多く含まれ、今日においてもなお意義を持つものである。 質疑応答においては、ヘラーの主権論とシュミットの主権論の近さの指摘に続いて、両者の主権論の異同、「市民社会」の拡大と文化圏の関係、さらに社会民主主義者であるヘラーの国際主義への見解とEUとの関係について、活発な議論がなされた。
平成20年 11月22日(土)	**北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学公共政策大学院・国際政治経済政策事例研究共催** **シンポジウム：シリーズ「多元社会へのインクルージョン」** **「グローバル化のなかの福祉国家とエスニシティ** **―介護と社会保障のグローバル化？福祉社会と外国人労働力―」** **遠藤　乾（北海道大学教授）** **安里　和晃（京都大学特定准教授）** **久保　山亮（ビーレフェルト大学）** **宮本　太郎（北海道大学教授）** 第一報告では、遠藤氏が「介護のグローバル化？－少子高齢化時代の家庭のあり方」という題目の下、少子高齢化が進む現代社会において、東アジア諸国を中心に、ケア労働の担い手の女性化・国際化が進んでいることを明らかにした。さらに、この現象が、外国人労働者の本国への海外送金を媒介として、送り出し国の経済戦略と密接に関係していることを示し、国際政治経済学的にも重要であることをが確認された。そして、少子高齢化が今後も進展すると予測される中で、残された課題を示すとともに、介護の女性化・国際化が国際政治上の重要な問題になりうることが示された。 第二報告では、安里氏が「アジア諸国における高齢化問題への対処について」という題目の下、インタビューやリサーチによって得られた豊富なデータを用いながら、アジアにおける高齢化問題の実態を明らかにした。ここでは、高齢化が進み、従来のような家族による介護の提供が困難になる諸国において、ケア労働の担い手として、海外から労働力を確保することが進んでいることが論じられた。さらに、一般的に主張されることとは異なり、外国人労働者の能力や評価が高いこと、および、必ずしも介護労働市場の崩壊を招かないことなどが、データを用いて説得的に論証された。また、現在の外国人労働者が置かれている法的に不利な地位について注意する必要性が説かれ、今後の課題のひとつであることが示された。 第三報告では、久保山氏が「地域内移動としての短期型の労働移民―ドイツとポーランド人労働者の関係を事例に―」という題目の下、ドイツの事例を手がかりに、短期ローテーション型の労働移動が拡大する現在における日本の移民政策のあり方について検討した。まずドイツでは、ポーランドからの移民労働者に関して、アドホックな対応ではなく、労使による制度設計・二国間協定・国家による管理という一貫した歴史的パターンがみられることが論じられた。そして、日本においては、海外からの労働者流入が実際に生じている現状をしっかりと踏まえた上で、適切な政策対応を行うことの必要性が指摘された。 第四報告では、宮本氏が「社会保障とケアのグローバル化とは何か？―階級・ジェンダー・エスニシティの新しい関係―」という題目の下、福祉国家がグローバルな階級・ジェンダー・エスニシティという三つの社会関係・階級関係に制度化されてきたことを論じ、現在、その関係性が大きく変容しつつあることを明らかにした。つまり、現在では、資本の流動化が進み、新自由主義的な傾向が強まる一方で、男性稼得者モデルが大きく揺らぎ、また海外からの労働力移動も高まりつつある。そして、これらの諸変化の中で、複雑に錯綜する感情的利害的対立が生じていることが論じられた。最後に、今後の課題が、これらの諸対立を乗り越えて、いかに新しい連帯を築いていくかにあることが指摘され、「参加保障」という新たなビジョンが提示された。 各報告後は、フロアからの質問も交えて、ディスカッションが行

	われた。今回のシンポジウムにより、グローバル化の進展に伴う福祉国家の変容という新たな局面において、外国人労働者の果たす役割の重要性が確認され、現在抱えている諸課題を克服し、より公正な新しい連帯を構築していく必要性を改めて認識することができた。（文責：加藤雅俊）
平成20年 12月12日（金）	**北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学公共政策大学院・国際政治経済政策事例研究、北海道大学法学研究科法学会共催** **連続シンポジウム「どうする？　21世紀日本の貧困と格差」** **『反・貧困と市民社会』** **湯浅　誠（ＮＰＯ法人　自立生活サポートセンターもやい事務局長）** **パネルディスカッション：山口　二郎（北海道大学教授）、** **宮本　太郎（北海道大学教授）、中島　岳志（北海道大学准教授）** 　第一セッションでは、湯浅誠氏が「反・貧困と市民社会」と題する講演を行った。まず、「貧困」という社会問題が90年代以降に顕在化した比較的新しい現象であることが指摘され、なぜそれが現在生じているかという構造的要因について説明がなされた。ここでは、貧困問題を、やる気のなさや福祉への依存などの個人の資質の問題として捉えるのではなく、経済的・社会的構造（の変化）に起因した構造的な問題として捉える必要があるという重要な指摘がなされた。そのため、貧困問題を解決するには、各個人の問題として受け止めるのではなく、社会全体の問題として捉え直す発想の転換が必要になることが論じられた。この点を理解するためのポイントは、労働市場における循環メカニズムである。生活を維持していくために不安定な雇用に就かざるをえない人々（貧困状態にある当事者）は、労働力供給を増やし、全体としての賃金水準を推し下げ、労働市場全体を流動化させることなどによって、最終的には現在安定的雇用を確保していると考えられている人々の基盤をも浸食していく。つまり、貧困問題を、当事者だけでなく、社会全体の問題として捉え直す視野が必要なのである。従って、貧困問題に取り組む上では、単に当事者の当面の状況を改善するための政策に止まらず、広い視野に立った政策が必要となることが確認された。具体的には、貧困を「社会の溜め」が欠如している状態として捉え、それを増やすための処方箋として、社会資源の充実や当事者のエンパワーメントの必要性などが提示された。 　続く第二セッションでは、第一セッションにおける講演を踏まえ、貧困問題を手がかりとしつつ、現代日本社会が直面する諸問題について、政治学の観点から幅広い議論がなされた。そこでは、なぜ90

	年代以降新自由主義的改革が継続したかという背景が明らかにされ、その諸帰結について論じられた。貧困問題は、この新自由主義改革の負の帰結のひとつと考えられるが、それを克服するための処方箋などについても意見交換がなされた。例えば、政治は社会問題に対する集合的解決策を決定･実施していく上で不可欠であり、日本政治の現状を草の根レベルから変化させていくことの重要性が確認された。 　今回のシンポジウムを通じて、貧困問題という一つの争点を手がかりに、現代日本社会が直面する社会問題の困難さ・複雑性が明らかにされ、それを克服する上では、各市民それぞれが従来型の思考法から脱却していくことの重要性が明らかになった。また、社会問題に対処する上で、政治は引き続き重要な役割を担っており、市民社会での実践を通じて、政治そのものを刷新していくことの重要性を改めて認識する機会となった。（文責：加藤雅俊）
平成20年 12月19日（金）	**北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学公共政策大学院・国際政治経済政策事例研究共催** **連続シンポジウム「どうする？21世紀日本の貧困と格差」** **『プレカリアートの乱？　21世紀日本の若者と貧困』** **パネルディスカッション：雨宮　処凛（作家）** **山口　二郎（北海道大学教授）** **宮本　太郎（北海道大学教授）** **中島　岳志（北海道大学准教授）** 　第一部は、雨宮氏と中島氏のトークセッションとして、日本社会が直面している現状を共有することを目的に、様々な社会問題が言及され、その特徴について説明がなされた。具体的には、派遣労働者の解雇、ワーキングプア、ホームレスに関する諸問題から、秋葉原での連続殺傷事件まで、多岐にわたる社会問題を手がかりとして、現代日本に生きる若者が直面している「生きにくさや難しさ」が明らかにされた。特に重要となる指摘は、これらの諸問題が、経済社会的な構造という次元の問題だけでなく、承認やアイデンティティの次元と密接にリンクしているという点にある。つまり、現在の若者が直面する固有の問題性は、ひとりの人間として他者との関係性を強く求めるが、従来それらを提供してきた職場・地域・家族・共同体などが大きく揺らいでいるために、生存の十分な肯定感を得られることができないという点にある。その上で、新自由主義的な言説が優位に立つ現代社会では、個人化や競争が促進されることになり、結果的に、怒りの矛先が、建設的な形で「外へ」と向かわすことが困難になり、自分自身や家庭など「内へ」向かいやすいことも

	論じられた。さらに、このような若者が感じる「社会の生きにくさ」という問題は、最近に始まったものではなく、少なくとも90年代には徐々に浸透していたことも明らかにされた。言い換えれば、その当時は、構造的要因や背景は十分に認識されず、個人の能力の問題として処理し、根本的な解決を棚上げにしてきた結果、現在諸問題が噴出していると捉えることができるのである。このように、現在の社会問題の背景を理解することを通じて、今後の日本社会の課題が、個人化が進み、利害対立が錯綜化する中で、いかに新たな連帯を築き上げていくかという点にあることが明らかにされた。そのひとつの試みとして、雨宮氏も参加している社会運動の実践について、ＤＶＤなども交えながら紹介がなされた。 　第二部では、山口氏および宮本氏も加わった上で、パネルディスカッションが行われた。まず、両氏による第一部の議論へのコメントから始まり、現代社会が直面している諸課題が政治による決断の産物であることが確認され、また、承認やアイデンティティなど実存に関する問題の重要性が確認された。そして、討論では、広く政治学の観点から、現代日本社会に関する様々な諸論点について言及がなされた。例えば、ナショナリズムの問題、貧困と社会的排除／包摂の問題、新しい連帯の基盤の可能性など、重要な論点が取り上げられた。雨宮氏は、自己の経験なども手がかりにしながら、これらの諸論点に関する現在に生きる若者の考え方の一例を紹介した。最後に、本連続シンポジウムのまとめとして、現代の日本が直面する最も重要な課題が、いかに「社会」というものを再構築していくかという点にあることが確認された。 　二週にわたる連続シンポジウムを通じて、現代の日本社会が直面する諸問題が、従来直面してきた問題と質的に異なる点が多く、抜本的な改革を必要としていることが明らかにされた。そして、今後の重要な課題は、新たな連帯の基盤の構築にあるが、その中で、政治の果たす役割が引き続き重要であることを確認する機会となった。 （文責：加藤雅俊）
平成21年 １月16日（金）	**北海道大学公共政策大学院グローバリゼーション研究会共催** **「貧困、格差、21世紀の市民社会」** **『自立の平等－障害者運動×介助者運動』** **杉田　俊介（障害者サポートＮＰＯ法人職員、批評家）** 　前半は、杉田氏が「自立の平等」という題目の下、講演を行った。障害者運動が何を達成し、それらから介助者の人々が何を受け止めてきたかを理解することが、今後の介護者運動の展望を考える上で重要になるという認識のもと、まず1970年代以降の障害者運動の歴

	史を振り返った。70年代には、アメリカでは脊髄損傷の人々が中心となり運動が発展したのに対して、日本では脳性麻痺の人々が中心となったことで、価値観の次元にまで踏み込んだ批判が展開されるなど、運動がラディカルな性格を持ったことが指摘された。80年代には、ラディカルな路線は影響力を失う一方で、地方ごとに大きな差異が存在するものの、障害者の自立生活運動が台頭し始めたことが確認された。ここで重要な点は、障害者の自立生活を平等に支えるため、公的介護の充実を求める介助システム論という考え方がもたらされた点にある。この理論は、自立の平等を実現する上で、労働と生存の切り離しの必要性を強調する。そして、90年代に入り、障害者運動は新たな局面にさしかかっていることが指摘された。すなわち、財源の縮小、障害者運動の多様化、自立生活運動の停滞などの諸問題に直面しているのである。このような歴史的展開をたどる障害者運動は、第一に、規範的性格を帯び、第二に、現実的問題への対応からモデル・理論化が進むという傾向があることが示された。また、例えば、労働と生存の切り離しという論点がベーシックインカム論と結びつくなど、障害者運動の規範的傾向は学術的議論や実証的側面と無関係ではないことも確認された。 　そして、続いて介護者が直面している困難について、詳しい説明がなされた。まず、ケア労働者のワーキングプア化が報道されているように、データをもとに、介助者が経済的に厳しい状況に置かれていることが示された。この経済的な困難さを解決するため、介護者運動を立ち上げ、問題を社会化させていくことが必要となるが、そこには介助という労働の特殊性に起因する固有の難しさが存在することが示された。すなわち、①介助対象者の多様性、従事する側の多様性、そして地域的特質などに由来する介助者の多様性、②介助事業者間の競争だけでなく、家族介助との競合の可能性、③介助者によるチャリティ精神の内面化である。これらの困難を乗り越えていくためには、問題の原因を社会に起因させることだけなく、障害者運動の歴史的展開が示唆しているように、「自らにとっての生きる意味」や「自立とは何か」などの規範的な問いに、介助者自身が取り組むことによって、自らが直面する諸問題や困難を社会的に顕在化させていくことの必要性が確認された。 　後半は、フロアからの質問を受け付けた。ここでは、現在の障害者や介助者が直面している諸問題やその固有の困難さについてより深い議論がなされ、諸問題を解決する上で政治の果たしうる可能性などが検討された。 　この講演会によって、障害者や介助者が直面する諸問題についての認識が深まるだけでなく、政治が実存の問題に関して扱いうる範

	囲・限界やその危険性などのより一般的な論点についても考えるきっかけを得ることができた。（文責：加藤雅俊）
平成21年 1月17日（土）	**北海道大学大学院法学研究科附属高等法政教育研究センター、科研基盤研究（B）「中国における民間セクターをめぐる法と政治」共催研究会「中国ＮＰＯの現状・課題・展望」** **報告：王　名（精華大学公共管理学院教授、ＮＧＯ研究所所長）** **司会：鈴木賢（北海道大学法学研究科教授）** 前半は、王名氏が「中国ＮＰＯの現状・課題・展望」という題目の下、報告を行った。報告は、４つの論点から構成されている。第一に、過去30年に渡る非営利組織に関する歴史的展開が確認された。そこでは、「社団革命」という名にふさわしいように、非営利組織が爆発的に増加しており、特に、90年代の後半以降の拡大のペースの速さが注目に値することが指摘された。第二に、非営利組織の現状が紹介された。そこでは、歴史的・時代的条件から、中国の非営利組織の特徴として、①組織が発展した後に制度が整備される点、②非政府組織の持つ政府性、そして、③非営利組織の営利性という三点が示された。また、近年では、注目される新たなタイプのＮＰＯが登場してきているとして、社会的企業、インターネット集団、非公募基金会、オーナークラブなどの事例が紹介された。そして、新たな非営利組織を形成する上で、企業家やオーナーなどの経済的エリートの果たす役割の重要性が指摘された。第三に、非営利組織を取り巻く課題が示された。そこでは、上述のような非営利組織の増大に対して、政府の対応は後手になる傾向があり、様々な改革が必要とされていることが確認された。具体的には、①法制度を現状に適合的なものに改革する必要性、②非営利組織をコントロールするための管理体制を確立する必要性、③ネットワーク構築を可能にするような制度支援の必要性の三点が指摘された。ここで注目すべき流れとして、中央政府レベルでの対応が遅れる一方で、地方政府レベルで様々な対応の試みがなされており、その一部が中央政府へと波及していくというダイナミズムが見られることが指摘された。そして、第四に、今後の非営利組織の展望が検討された。非営利組織が拡大していく中で、学術界やメディアなどの市民社会レベルだけでなく、政治レベルにおいても、「社会組織」など新たな概念をもたらしてきたことが示された。また、非営利組織を担う主体も、70年代におけるインテリや農民などの非主流層から、現在における諸エリートや市民などの主流層へと転換していることが示された。さらに、非営利組織が果たしている機能も、現在では、公共サービスの提供およびガバナンスへの関与など、大きな役割を担っていること

	が確認された。これらの点から、非営利組織が今後も重要な役割を担い続け、「調和社会」の重要なアクターになるであろうという展望が示された。 後半は、フロアからの質疑をもとに、前半の議論をさらに深めた。例えば、①非営利組織の台頭が与える政治的インパクト（自由化や民主化の可能性）、②過去と現在を比べた時の質的特徴（政府－組織関係、組織内関係、政府のスタンス）、③台頭しつつある社会的企業や企業家集団の特徴などについて質問がなされた。これらの質問を受け、非営利組織の課題と発展可能性、今後の市民社会の発展に向けた展望などについて更なる議論がなされた。 この研究会を通して、現代の中国において、非営利組織などの社会集団が大きな役割を果たしている現状と直面している課題、そして今後の発展可能性について理解が深まると同時に、政治における市民社会の役割の重要性を認識するよい機会となった。（文責：加藤雅俊）
平成21年 1月23日（金）	**北海道大学公共政策大学院グローバリゼーション研究会共催** **「貧困、格差、21世紀の市民社会」** **『貧困と文学―組合という思想―』** **大澤　信亮（「ロスジェネ」編集委員、大妻女子大学非常勤講師）** まず、大澤氏が「貧困と文学」という題目の下、講演を行った。全体のテーマは、「文学」と「政治」という両領域の関係性の把握にある。大澤氏は、両者が共通性を持っているため、切り離すことができないことを指摘し、その上で「文学」の特殊性を検討する。その前提として、「文学」および「文学者」の定義から始める。まず、「文学」とは、国語の使用によって国民を担保・生成するものであり、「文学者」とは、国語と国民によって社会的に保障される存在であり、原理的に国民の多層化・拡張化を志向する人々を指す。従って、「文学」は、社会の多層化・拡張化を志向する点で、「政治」と大きな関係性を持つこととなる。 そこで、重要となる点は、文学固有の目的は何かということになる。大澤氏は、プロレタリア文学、私小説、オルタナティブとしての組合という思想・運動などの「日本文学の歴史的展開」に注目して、その目的を検討していく。プロレタリア文学に関しては、社会的に十分に認知されていない社会問題の存在を告発し、弱者を救う第一歩となる点で有益だが、その問題を対立図式で捉えてしまう点で不十分であると指摘する。他方、私小説に関しては、言葉と運動の関係性や理論と実践の関係性などに注意を向かわす点で有益だが、リアリティの基礎を自分に置くために、政治を回避したところに主

	体を築き上げてしまう点で不十分であると指摘する。そこで、柳田國男・有島武郎・宮沢賢治らによって実践された「組合という思想・運動」に注目することになる。彼らに共通する点は、資本制自に対して抵抗し、私有制度の批判・揚棄を目指す志向性である。そこで、彼らは、新たな連帯の基盤として、協同組合に注目し実践していく。ここでは、重要な点として、諸個人が多様な人々と関係性を形成し、協同することを通じて、新しい社会形態の形成が模索される。従って、社会問題は単純に対立的に捉えられるのではなく、より複雑性を持ったものとして捉えられることになり、また、私的領域を基礎とした閉じられた主体ではなく、他者との関係に開かれた主体が重視されることになる。 　また、大澤氏は、「組合としての思想・運動」に取り組んできた文学者に刺激を受ける形で、問題関心を共有する同世代の人々と、『フリーターズフリー』という活動に取り組んでおり、その活動理念についても紹介がなされた。すなわち、その活動理念として、例えば、１当事者性の尊重と批判的吟味、２弱者による更なる弱者叩きの克服、３資本主義へのオルタナティブの提示、４自己の言語の自己矛盾の克服、５協働による私の再発見、６新たな労働形態の模索、７言論と実践の関係性の刷新の七点を挙げ、現在、活動が直面している問題についても言及がなされた。 　以上のように、大澤氏における文学の役割は、諸個人に「私」とは何かを再考させるきっかけを与え、他者によって「私」が開かれていることを喚起させ、他者との開かれた関係性を形成する手がかりを与えることにある。 　今回の講演を通じて、「政治」と「文学」という各領域の共通性と差異を認識し、それぞれの果たす役割を検討することによって、現代社会の抱える諸問題を改善していく重要な手がかりが得られることが明らかになった。（文責：加藤雅俊）

（5）法の経済分析研究会

日　時	報告内容
平成20年 12月20日（土）	**後藤　元（学習院大学准教授）** **「不実開示に関する会社の民事責任と倒産法」** 　本報告は、不実開示がある場合、株主の発行会社に対する損害賠償請求権が会社倒産時に一般債権との順位をどのように考えるべきかが問題とする。その点、米国連邦破産法510条ｂ項における議論（主としてSlain&KripkeとDavisの議論）を参照する。しかし、それについての株主の損害賠償請求権を劣後化すべきか否かの議論で

	の理由付けから、どちらが公正であるかは直ちに決めがたいとする。ただ、会社の資金調達コストへの影響や資本市場の振興という観点も見るべきであるとする。そうすると、資本市場の振興という政策の効率性・公正性をどのように考えるべきであるかという問題も顕在化するとする。（文責：南健悟）
	松中　学（新潟大学准教授） **「敵対的買収をめぐる法ルールの形成：ルールメイキングとアクターの行動」** 　本報告は、敵対的買収時における法ルール形成がどのように行われているのか、法ルールを作る主体は何かということを問題とする。そこで、「主要目的ルール」に着目するが、それは裁判所が具体的な政策判断を回避するために採用されていたとする。しかし、ニッポン放送事件でそれが変化した。そこでは、裁判所と企業価値研究会が相互に作用していたとする。そして、企業価値研究会が裁判所のルール形成を補完するものであると捉えられるのではないかと指摘する。それは、極端なルールを回避し、政治的影響を緩和することができるが、一方で法的安定性・明確さがないとされる。しかし、長期的に考えれば問題はさほど大きくないとする。（文責：南健悟）